

重要事項説明書

指定居宅介護支援センター

愛と結の街

事業所指定番号 4670100025

住 所 鹿児島市 小原町 9番 1号

電 話 099（267）6818

FAX 099（267）6689

公益財団法人 慈愛会

重要事項説明書について

介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業者（施設）と利用者にあつては運営基準において、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、事業運営についての重要事項に関する規程の概要、サービス提供にあたる者の勤務体制やその他のサービス選択に資する事項の説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないことが規定されています。

またさらに、この同意は利用者および事業者双方の保護のため、書面によることが望ましいとされ、居宅支援事業者については、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の別を区分し、その種類、内容、利用料等について説明した上、文書により利用者の同意を得なければならない。とのことによりお願いしております。

1. 事業の目的

以下の目的により業務の提供をさせていただきます。

公益財団法人慈愛会が開設する指定居宅介護支援センター愛と結の街（以下、事業所という）が行う。居宅介護支援等の事業（以下「事業」という）の適正な運営を行うために管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は要介護状態にある高齢者及び障害者に対して、適正な情報提供と、自己決定に基づく介護支援計画作成、及びモニタリングを行い、自立支援とケアマネジメントサービスを提供することを目的とします。

2. 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう相談に応じて、必要なサービスを組み合わせ利用できるよう援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

3. 事業所の職員体制等

職 種	担当者及び人数	業 務 内 容
管理者	山中 ゆかり	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに要介護認定申請手続き・介護支援計画作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング・苦情処理などの一連の業務に当たる
介護支援専門員 （ケアマネジャー） 主任介護支援専門員 （主任ケアマネジャー）	介護支援専門員（常勤職員：2名以上。） 主任介護支援専門員（常勤職員：1名以上。） ただし、利用者数に応じて、（常勤・非常勤）の介護支援専門員を増員します	要介護認定申請手続き・介護支援計画作成・サービス担当者会議開催、モニタリング等の業務に当たる

4. サービス提供時間

営業日 事務所は、月曜日から土曜日（午前中）までです。ただし日曜日・祝日、8月14、15日および12月30日から1月3日までを除きます。

営業時間 平 日 午前 8：30～17：30
土曜日 午前 8：30～12：30

* 電話等により24時間常時連絡が可能な体制です。

5. 居宅介護支援の提供方法

居宅介護支援事業の内容は介護保険法に定められた業務として、訪問面接調査・課題分析・サービス担当者会議・1ヶ月ごとの居宅訪問・モニタリング、更新申請、介護保険施設等の紹介、苦情受け付け等を行います。

また、居宅サービス計画書作成にあたっては利用者の意思に基づいて契約を確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の照会を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができるものとします。

6. 利用料

介護支援計画を作成した場合の利用料の額は、全額保険給付されることにより、利用者負担はなしとします。ただし、保険料滞納等の理由により、介護サービス計画費が支給されない利用者の場合は、公示額の全額を申し受けます。（別紙1参照）

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、鹿児島市内です。

（ただし、桜島・喜入・郡山・松元・吉田地区を除きます。）

8. 状態の変化、緊急事態における対応法

介護支援専門員等は、ケアプランの実施中に利用者の病状に変化、その他緊急 事態が生じたときは速やかに再調査と実態把握につとめ、再評価とケアプランの見直しとケア担当者への連絡調整・カンファレンスを行い、その結果を保険者たる市町村に対し報告します。

9. 他機関との各種会議等

①利用者等が参加せず、「医療・介護の係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

②利用者が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施します。

10. 守秘義務

守秘義務は法律により定められており、緊急による利用者の生命・身体等に危険がある場合や円滑なサービス提供を行うにあたって必要な場合（詳細は個人情報使用同意書参照下さい）を除いて第三者にもらすことはありません。

11. 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。

・特定の事業者に不当に偏った情報を提供するような事や、利用者の選択を求める事なく、同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示する事はいたしません。

・居宅サービス計画等の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集や、やむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせて頂き、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供する事で、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

12. 苦情処理

従業者の行ったケアマネジメント業務遂行の過程・ケア担当者のサービス提供上の過程で利用者及びご家族等からの苦情が生じた場合は、事業所管理者を窓口として、速やかに状況の確認を行い、調整処理いたします。

その際、利用者宅の私有物の破損・紛失など明らかな過失が当事業所、または居宅サービス事業所に認められる場合は損失に相当する支弁を何らかの形態で行います。

指定居宅介護支援センター「愛と結の街」 サービス相談窓口 管理者 山中 ゆかり	電 話 番 号：０９９－２６７－６８１８ ＦＡＸ番号：０９９－２６７－６６８９ 相談担当：管理者 (担当者不在時は職員全員が対応可能)
国民健康保険団体連合会 介護相談室	電 話 番 号：０９９－２１３－５１２２
鹿 児 島 市 役 所 介護保険課	電 話 番 号：０９９－２１６－１２７７
鹿 児 島 市 役 所 長寿あんしん課	電 話 番 号：０９９－２１６－１２７０

13. ハラスメントの禁止

事業所は、従事者である者に対してすべてのハラスメント行為(利用者等からのハラスメントも含まれる)を禁止させるとともに排除のための必要な措置並びに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切に対応 するための必要な措置を講じるものとする。

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね６月に１回以上開催し、その結果について、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

・事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

16. 身体拘束の廃止

事業所は、身体拘束の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる

よう努めます。

①当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、身体拘束の研修を定期的の実施します。

17. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めます。

・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとします。

・事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

18. 職員の質の向上

介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を可能な限り確保します。

19. その他

当事業所は、介護保険法に基づき、利用者の自立支援と、介護サービス提供を調整するものであり、関係する事業所、個人からの利益の収受を固く禁じます。

※ 令和6年4月1日より施行